



AMAMI CITY 20th Anniversary of Establishment

# 奄美市市制施行20周年

## 奄美市市制施行20周年シンボルマーク・ロゴマーク使用ガイドライン

このガイドラインは、奄美市市制施行20周年シンボルマーク・ロゴマーク（以下、「シンボルマーク等」といいます。）のすべての使用者に適用されます。

シンボルマーク等を使用する場合は、このガイドラインの内容をご確認いただき、記載内容に同意の上でご使用ください。

### 1 使用目的

シンボルマーク等は、奄美市（以下、「本市」といいます。）が目指す将来像「自然・人・文化が紡ぐ しあわせの島」の実現に向けて、市民の郷土への愛着や誇りを高めること、そして、市制施行20周年を経て共に発展してきた3つの地域のさらなる一体感の醸成を促し、本市の魅力や認知度を高めることを目的として使用します。

### 2 シンボルマーク等に関する権利

シンボルマーク等に関する著作権等の一切の権利は本市に帰属します。

### 3 使用の届出

シンボルマーク等を使用する者は、電子届出フォーム又は電子メールにより使用届出書（第1号様式）を提出する必要があります。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではありません。

- (1) 本市及び本市職員が業務目的に使用するとき。
- (2) 国又は他の地方公共団体が使用するとき。
- (3) 市内の学校等の教育機関が教育目的に使用するとき。
- (4) 報道機関が報道や広報の目的で使用するとき。
- (5) その他市長が届出を要しないと認めるとき。

### 4 使用条件

シンボルマーク等は、次のいずれかに該当するときは使用できません。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 本市の信用や品位を害するおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、政治、思想、宗教活動を支援するとき、又は支援するおそれがあるとき。
- (4) 第三者の誤解を招き、又は利益を害するおそれがあるとき。
- (5) その他、その使用が不相当であると市長が認めるとき。

### 5 使用料

シンボルマーク等の使用料は無料とします。

## 6 使用期間

シンボルマーク等の使用期間は、使用の届出を行った日から令和8年3月31日までとします。

## 7 遵守事項

シンボルマーク等を使用する者は、次の事項を遵守する必要があります。

- (1) 届出を行った内容に沿って、シンボルマーク等を使用すること。
- (2) シンボルマーク等のデザイン、縦横の比率、配色等に変更を加えないこと。
- (3) シンボルマーク等に商標権、意匠権その他の独占的な権利を設定しないこと。
- (4) シンボルマーク等を使用した物品等の完成後は、速やかにその形状や使用状況がわかる画像等を電子メール等で提出すること。

## 8 免責事項

本市は、このガイドラインによるシンボルマーク等の使用に伴って使用者に生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

## 9 電子届出フォーム

<https://logoform.jp/form/3bCu/1195574>



## 10 提出先

奄美市企画調整課広報広聴係

[koho@city.amami.lg.jp](mailto:koho@city.amami.lg.jp)

## 11 その他

このガイドラインは、予告なく変更する場合があります。

<奄美市市制施行 20 周年 シンボルマーク>



<奄美市市制施行 20 周年 ログマーク>



AMAMI CITY 20th Anniversary of Establishment  
奄美市市制施行 20 周年



奄美市  
市制施行 20 周年

奄美市  
市制施行 20 周年

AMAMI  
CITY  
20th Anniversary



AMAMI CITY  
20th Anniversary